平成２８年（フ）第２２９号
大津市平津１丁目34―21ハイツ渡浜105号、住民票上の住所大阪府東大阪市箕輪１丁目10番７―801号
債務者　辻井　　亮
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０４号
大津市石山寺５丁目９番25―303号
債務者　谷口　　隆
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３２号
滋賀県甲賀市甲賀町神2377番地２
債務者　中島　俊江（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７号
滋賀県野洲市南櫻2475番地
債務者　間宮とし子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７号
大津市大石中６丁目５番50号
債務者　山本　志保
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０号
滋賀県湖南市水戸町１番地18（２Ａ号）、前住所滋賀県栗東市安養寺４丁目３番３号
債務者　梅原　久嗣
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５号
滋賀県湖南市梅影町４番地３（405号）
債務者　具志堅　守
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７７号
兵庫県宝塚市伊子志３丁目16番15号　エステートピア宝塚203、前住所兵庫県川西市丸山台３丁目２番地の15
債務者　細川　義次
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
鳥取県米子市下郷160番地
債務者　小西　亮太
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１００号
広島県山県郡北広島町蔵迫675番地１
債務者　竹内　光枝
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
山口県下関市豊浦町大字川棚2405番地５
債務者　井原奈保美
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第９号
福岡県みやま市瀬高町太神1312番地８
債務者　古園井敏幸
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
宮崎市橘通東２丁目７番４号　サイバーヒルズⅡ202号、前住所神奈川県横浜市都筑区北山田６丁目52番１―510号
債務者　長友　洋一
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４３号
宮崎市花ケ島町瀬々町2649番地　ヴェルドミール201号、前住所宮崎市大橋３丁目162番地５　サルヴァトーレ大橋222号
債務者　藤本　里奈
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４９号
宮崎市大塚町地蔵田4651番地　県営住宅Ａ―１棟103号
債務者　山本真理子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１８号
秋田市新屋比内町７番１号　市営住宅８―304
債務者　竹田　吾朗
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６号
長野県松本市城東２丁目８番22号
債務者　渡邉　泰子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで　長野地方裁判所松本支部